

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	固定資産税の賦課徴収に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

矢巾町は、固定資産税の賦課徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

矢巾町長

## 公表日

平成31年6月28日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税の賦課徴収に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・地方税法、その他の地方税に関する法律及び条例等に基づき、固定資産税の賦課徴収及び関連する調査を行う。</li><li>・地方税法、その他の地方税に関する法律及び条例等の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。<ul style="list-style-type: none"><li>①土地、家屋、償却資産の評価</li><li>②固定資産税額の算定</li><li>③納税通知書による固定資産税額の通知</li><li>④固定資産税に係る証明書の発行</li><li>⑤固定資産課税台帳の照会</li></ul></li></ul>
③システムの名称	団体内統合宛名システム、住登外・宛名システム、固定資産税システム、収納消込システム、eLTAX
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税課税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【別表第二における情報照会】 番号法第19条第7号(別表第二の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの 別表第二(27の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	矢巾町総務課 〒028-3615 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地 Tel019-697-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	矢巾町総務課 〒028-3615 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地 Tel019-697-2111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年5月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年5月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。					
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)					
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か		[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か		[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託					
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)					
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続					
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		[ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供) <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か		[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査					
実施の有無		[ ○ ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓発					
従業者に対する教育・啓発		[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			

变更箇所